

2022年度に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

法改正に伴い、2021年度から社会福祉士・精神保健福祉士を目指す学生向けに、段階的に、新しいカリキュラムがスタートしています。2022年度の3年次・4年次編入学生は現行カリキュラムの科目を学びますが、この現行カリキュラムによる科目での国家試験は2023年度が最終年度となります(受験資格取得後であれば2024年度以降の国家試験も受験は可能ですが、国家試験科目は新カリキュラムの科目となります)。本学部では、カリキュラム移行に伴い、以下のような変更点がありますので、出願年度にご注意ください。また、出願の際には、出願希望年度の『出願手続要項』をご確認いただき、十分にご理解いただいたうえでご出願ください。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 実習科目(「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「相談援助実習」)の履修が必要なみなさん

2022年度入学の3年次・4年次編入学生に限り、社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な実習科目を本学部では開講しないため、社会福祉士国家試験受験資格を取得できません。

2023年度の3年次編入学、または2024年度以降の3年次・4年次編入学での出願をご検討ください。

● 実習科目の履修が不要なみなさん(1年以上の相談援助業務の実務経験があり「実習免除申請」が認められた方)

2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない場合は、3年次・4年次編入学生においても、社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指すことができます。

ただし、「実習免除申請」が認められなかった場合には、在学中に社会福祉士国家試験受験資格を取得できません。出願時に提出された実習免除に関わる申請書は、順次、審査が行われるため、「実習免除申請」を検討している方は、第2期(2月末)までの出願をおすすめします。第3期出願の場合、審査結果の通知が入学後(4月1日以降)になる場合があります。

また、法改正に伴い、現行カリキュラム科目での国家試験の受験は2023年度までとなります。本学部では、最短2年間で国家試験受験資格を取得できますが、2022年度に入学する方については、2022年度～2023年度の2年間で国家試験受験資格取得のための要件を満たす必要があります。**国家試験受験資格取得のために必要な科目は2023年度末までに修得するようにしてください。**2024年度から本学部では、段階的に現行カリキュラムの科目を閉講していき、2025年度末にはすべての現行カリキュラム科目を閉講します。また、一度取得した国家試験の受験資格自体は失効しませんが、2024年度以降の国家試験は、現在の科目とは異なる新カリキュラムの科目での出題となります。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。

ただし、2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

また、法改正に伴い、現行カリキュラム科目での国家試験の受験は2023年度までとなります。本学部では、最短2年間で国家試験受験資格を取得できますが、2022年度に入学する方については、2022年度～2023年度の2年間で国家試験受験資格取得のための要件を満たす必要があります。**国家試験受験資格取得のために必要な科目は2023年度末までに修得するようにしてください。**本学部では、2024年度末にはすべての現行カリキュラム科目を閉講します。また、一度取得した国家試験の受験資格自体は失効しませんが、2024年度以降の国家試験は、現在の科目とは異なる新カリキュラムの科目での出題となります。